

議 案 第 43 号

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年11月26日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に準じ、市長、副市長等の期末手当の支給割合を引き下げるため。

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中

「	「								
<table border="1"><tr><td>100分の225</td></tr><tr><td>100分の180</td></tr><tr><td>100分の135</td></tr><tr><td>100分の67.5</td></tr></table>	100分の225	100分の180	100分の135	100分の67.5	<table border="1"><tr><td>100分の220</td></tr><tr><td>100分の176</td></tr><tr><td>100分の132</td></tr><tr><td>100分の66</td></tr></table>	100分の220	100分の176	100分の132	100分の66
100分の225									
100分の180									
100分の135									
100分の67.5									
100分の220									
100分の176									
100分の132									
100分の66									
」を	」に改める。								

第2条 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中

「	「								
<table border="1"><tr><td>100分の220</td></tr><tr><td>100分の176</td></tr><tr><td>100分の132</td></tr><tr><td>100分の66</td></tr></table>	100分の220	100分の176	100分の132	100分の66	<table border="1"><tr><td>100分の222.5</td></tr><tr><td>100分の178</td></tr><tr><td>100分の133.5</td></tr><tr><td>100分の66.75</td></tr></table>	100分の222.5	100分の178	100分の133.5	100分の66.75
100分の220									
100分の176									
100分の132									
100分の66									
100分の222.5									
100分の178									
100分の133.5									
100分の66.75									
」を	」に改める。								

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。